

神栖市社会福祉協議会活動の基本姿勢 (平成22年3月策定)

1. 他の機関や団体では実施しにくい、又はできない少数派故に社会化されていない分野の人々の生活課題に関わり、地域住民や行政と共にその解決のために「必要とされる取り組みを進める」ことが本会活動の根幹であり、社協の「唯一無二性」である。
2. 急激な高齢化や家族構造の大きな変化に伴って出現する新たな福祉ニーズに、迅速にフレキシブルに 대응していくという、特徴的な役割を最大限発揮していくことで、地域福祉の充実に貢献する。
3. これから必要性の高まりが予測され、さらにその課題への対応機関・サービスが無い、もしくは生まれにくい分野への取り組みを先駆的に展開し、住民生活の「生活安心感」の高まりに貢献する。
4. 住民の生活課題とその解決策（社会資源）との関係の中で、生活課題を抱えた人々が少数派であるために、他の多くの住民が社会的課題であることに気づいていない問題を広く正しく伝えることを繰り返し、新たな社会資源の創設に貢献する。
5. 社会資源のメニューとしては存在するものの、本来の機能やその特徴を様々な理由により発揮できていない状況に関わり、本来機能を発揮出来るよう他機関や専門職を支援し、社会資源の質的向上に貢献する。
6. 様々な機関・団体とのつながりを強化し「どこに相談したらいいかわからなくても社協に問いあわせれば適切な解決機関につないでくれる」と、住民にとって使い勝手の良い福祉総合相談窓口としての役割発揮により地域ケアシステム構築に貢献する。
7. 1から6の取り組みを起動させ、実践していくために必要な準備・努力を全職員が実行し、住民、他団体・機関、行政等から市内唯一の中立公正な専門職組織としての信頼を得られる活動を通じて、本市の地域福祉の向上に貢献する。

(第3次地域福祉活動計画策定委員会)